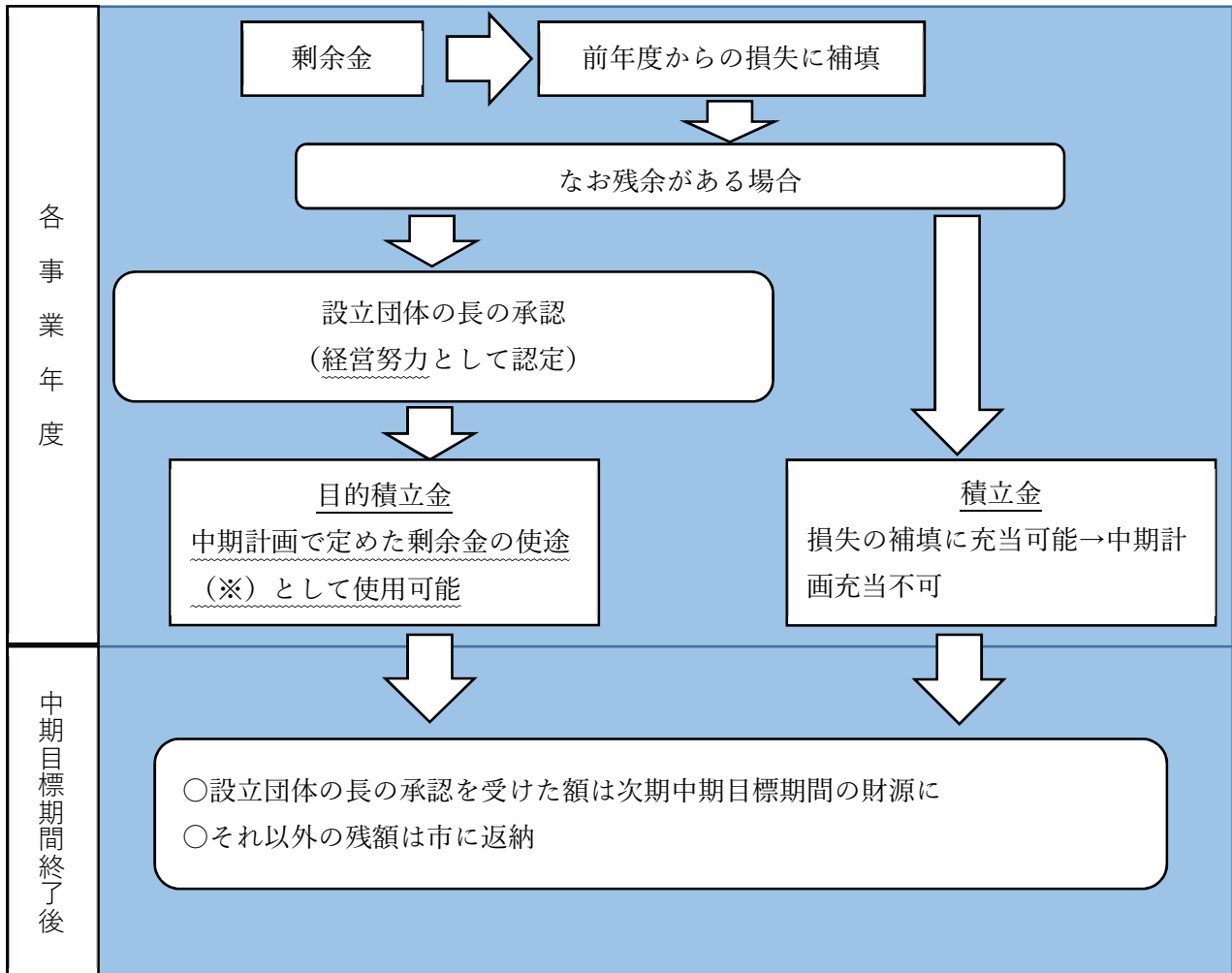


公立大学法人神戸市看護大学の利益処分の考え方

1. 法律上の剰余金の考え方

各事業年度及び中期目標期間終了後の剰余金は以下のとおり処分することとなっている（地方独立行政法人法第40条、地方独立行政法人会計基準第72）。



(※) 神戸市看護大学中期計画で定めた剰余金（目的積立金）の用途

「決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の維持・向上や大学の魅力発信、組織運営の改善に充てる。」

2. 地方独立行政法人会計基準における経営努力の考え方

(地方独立行政法人会計基準第72<参考>)

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画又は年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

3. 神戸市看護大学における経営努力の認定方法

公立大学法人はその公共的な性格から、運営費交付金等による財源措置が行われることが一般的であり、その運営費交付金は、運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うこととされている（期間進行基準）。具体的には、中期計画等において、業務の実施と運営費交付金等が期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金等を収益化することを原則としている。同様に管理部門の活動も運営費交付金債務を収益化することを認めている。（地方独立行政法人会計基準注解56）

これは、行うべき事業を行うことを前提としたものであり、当該年度に行うべき事業を予定通り行えば基本的には収支均衡し、行うべき事業を予定通り行った場合であって剰余金が生じたときには、法人の業務運営の効率化等の結果とすることが妥当であり、行うべき事業を行わなかった場合に限り、当該事業に相当する運営費交付金債務は、負債のまま翌事業年度に繰り越される。

以上のことから、神戸市看護大学における経営努力の認定方法は、法人自らが中期計画及び年度計画に記載の事業を確実に実施したことを説明したうえで、本市において、以下により確認することとする。

- ① 学生の収容定員に対する在籍者の比率が90%を下回っていないこと。
- ② 公立大学法人神戸市看護大学評価委員会の年度評価において、全体として行うべき事業を実施しているとの評価が得られること

地方独立行政法人法（抄）（利益及び損失の処理等）

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解 第 72（法第 40 条第 3 項による承認の額）

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記 1 の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。
- 3 「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
 - (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画又は年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
 - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること